

第 13 章 準備書に対する経済産業大臣の勧告

「電気事業法」(昭和 39 年法律第 170 号) 第 46 条の 14 第 1 項の規定に基づく環境影響評価についての経済産業大臣の勧告(平成 30 年 4 月 24 日 20171031 保第 27 号)は、次のとおりである。

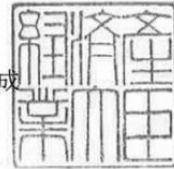
経済産業省

20171031保第27号

平成30年4月24日

戸田建設株式会社
代表取締役社長 今井 雅則 殿

経済産業大臣 世耕 弘成



戸田建設株式会社「(仮称)五島市沖洋上風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成29年10月31日付けで届出のあった「(仮称)五島市沖洋上風力発電事業環境影響評価準備書」について、電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の14第1項の規定に基づき審査した結果、環境影響評価について下記のとおり勧告する。

また、同条第4項の規定に基づき、長崎県知事からの意見の写しを送付するので、環境影響評価の実施に当たっては、これを勘案されたい。

記

届出のあった準備書を基に事業特性及び地域特性の把握を行った上で環境影響評価法第20条第1項の規定に基づく長崎県知事の意見を勘案し、電気事業法第46条の12の規定に基づく意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮するとともに、電気事業法第46条の14第2項の規定に基づく環境大臣の意見を聴き審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、別紙に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施されたい。

(別紙)

浮体式洋上風力発電に係る環境影響については、十分に解明されていない点があり、予測・評価には不確実性が伴う。このため、本事業の実施に当たっては、本事業者も実施を予定している水中音の発生による海生生物への影響及び風力発電設備等の構造物の存在による付着生物等の環境影響等について、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

- (1) 最新の技術等の活用を積極的に検討した上で、事後調査を適切に実施し、重大な環境影響が懸念された場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。また、必要に応じて、環境監視等を実施すること。
- (2) 追加的な環境保全措置等の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュール及び方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- (3) 事後調査等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。